

最近内務省に於ける路政關係行政處分例



Y K 生

通牒

衛乙發第一三一號

昭和十六年十月卅一日

スル場合ハ速ニ其ノ原因、狀況、對策、復舊見込、復舊費ノ概算等ニ付厚生、内務兩省宛報告相成度

記

一、斷水戸數ガ給水戸數ノ二割以上ニ及ビ 斷水時間ガ十二時間以上ニ亘リタルトキ

二、五日以上ニ亘リ給水量ノ制限ガ三割以上ニ及ビタルトキ

三、水質ニ異常ノ變化ヲ示シタルトキ

四、水道ニ基因スルト認メラル、疾病ノ發生シタルトキ

五、重要工作物ニ著シキ被害アリタルトキ

六、其ノ他重要ト認メタルトキ

水道施設ノ整備充實ヲ圖リ保健、保安產業、防空上萬遺憾ナキヲ期スルノ要緊切ナルヲ痛感セラル、現狀ニ鑑ミ之等施設ニ發生セル事故並ニ之ガ對策ニ付キ委細承知致度候條爾今左記事項ニ該當

(○) 軌道法に依る申請に對する處分

福島縣

福島電氣鐵道 線路及工事方法變更認可

福島電氣鐵道株式會社申請に係る福島市榮町より福島縣信夫郡飯坂町に至る延長九糠半の軌道は一部區間を除き當初より國道五號線及縣道福島飯坂線に敷設して大正十三年四月開業せるものなり、沿線中福島縣伊達郡茂庭村及同信夫郡中野村は共に廣大なる山林を有し木材木炭等林產物豊富にして且種々の鑛物を多量に産出し又埋藏し居れども現在の軌道設備を以てしては到底比等の大容量輸送に應じ得ざるを以て、全區間の改良に關する方針を決定し、即ち全線を新設軌道に變更し、東北本線福島驛構内に乘入れ貨車の直通轉設備を爲し、農產物、林產物、鑛物資源の開發を計り又旅客の連絡輸送を便に以て地方發展に貢獻せんとし、爾來此の方針の下に縣道又は國道の改良工事施行せらるゝと共に昭和八年以來漸時併用軌道を新設軌道に變更し、今や道路用區間は

千葉縣

京成電氣鐵道 線路及工事方法變更並に假線敷設認可

京成電氣鐵道株式會社申請に係る花輪八津遊園間を横斷內務省に於て利根川放水路を新設する爲線路勾配變更の必要を生じ工事方法一部變更せむとするものにして(一)廢止延長一、二〇四米六〇七、(二)變更延長一、二〇〇米九六、(三)假線延長七七八米三

眉の急務にして又沿線各農村に對する肥料其の他增産資材の供給と農產物の輸送は愈々重大となれり、更に當地方は電力其他の原料に恵まれ近來沿線に重工業工場の設置を見たるのみならず、尙計畫中のもの多數あり尙終點飯坂町には陸軍衛戍病院分院をはじめ鐵道療養所福島健保険保養所等戰時下重要な諸施設を有するを以て、戰時下資源開發、生產擴充國民保健衛生上該軌道の有する使命は重大なるものなり、以上の事由より見るも本工事方法變更は其の措置極めて適當と認めらるゝを以て認可せんとするも

(一) 本軌道を地方鐵道に變更すること、尙右に伴ひ線路、車輛其他建造物中建設規程に抵觸する箇所は逐次改良の計畫を樹立し報告すること、(二)福島停車場に於ける鐵道省及社の連絡協定に関する仙臺鐵道局長承認書の寫を提出すること、(三)曾根田停留場に貨物取扱設備をなす様變更手續をすること、以上の趣旨を會社に示達せらるゝ様通牒を附し十一月十一日監第三、九六九號を以て内粋、鐵道兩大臣より認可ありたり。

三、(四) 假線使用の場合の廢止延長七八一米三三なり。

一、本件は利根川放水路開鑿工事の爲必要を生じたる工事にして工事費八七〇、〇〇〇圓は全額工事原因者たる國に補助せしむるものなり。

二、本工事は國道七號の改築と共に東京土木出張所に於て執行するものにして其の計畫概要左の如し。

1. 京成電氣軌道並に國道を現在國道の下流側に變更し橋梁は下部構造を共通にし上部構造は單獨に併列架設し取付線路は取付道路と同一盛土上に併列施行す。
2. 國道工事は第一期計畫として新放水路右岸寄に新橋梁二徑間約四〇メートルの架設を了し左右兩岸取付道路を計畫の位置に施行し將來橋梁となるべき區間には其の位置下流に假線を設く。
3. 右に依り軌道工事としては新舊兩國道中間へ現在軌道下流二〇メートルに假線を設け本橋梁架設に至る迄之を使用す。
4. 放水路掘鑿土砂運搬の爲線路を敷設し軌道假線と平面交叉を避ける爲右岸寄に二徑間分の假線の假橋梁を設く。
5. 假電線路の建設は電車の運轉に必要な限度に止め木柱を使用し現線路に存する鐵塔及高壓電線は其の儘とし將來新線路に移設す。
6. 假線使用期限

右計畫に依り第一期計畫の完成は十七年度の豫定にして本橋

梁完成迄には尙十數年を要す。

以上の通りにして假線使用は相當長時間に亘るも工事の性質上已むを得ざるものなるを以て利根川放水路橋梁鉄筋、扶構及井筒設計を除き且つ本假設物の使用期限は認可より三ヶ年とし、十一月四日監第三九五四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可あつたり。

東京都

東京地下鐵道 中央興業外二會社を合併認可

東京地下鐵道株式會社申請に係る中央興業株式會社、大東京遊覽自動車株式會社、葛飾乗合自動車株式會社の三社は共に東京地下鐵道株式會社の資本系統に屬するものにして其の經營は東京地下鐵道株式會社の其れに一致せり、又四社の株主分野を検討するに三社の全株式は共に東京地下鐵道株式會社の所有する處にして株主の一一致せることなり。

東京地下鐵道株式會社は昭和十六年九月一日既に其の鐵道事業を帝都高速度交通營團に譲渡し其の自動車運輸事業の譲渡により其の運命を共にすべき大東京遊覽自動車株式會社、葛飾乘合自動車株式會社の二社が各獨立に存することは營業譲渡を三分するのみならず繁雜なる努力を要すること又此れにより解散すべき東京地下鐵道株式會社の子會社たる中央興業株式會社が獨立に存することは清算事務を二元化し徒に解散手續を複雜化す依つて此の際合併して繁雜なる手續と冗費を節減し解散手續を单一化せんとす

るものにして適當なる措置と認められるを以て臨時資金調整法施行令第五條第二項に依り大藏、商工兩省に協議せる處別段異存なき旨回答ありたるを以て十一月八日監第三、八八七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市營軌道 南千住一丁目、同八丁目間軌道工事方

法變更認可

東京市申請に係る南千住一丁目、同八丁目間は地下埋設物整理跡にして軌道沈下の虞あるにより既認可軌道構造（枕木周圍上半分混凝土打固め）を枕木周圍全部砂利敷間めの工法に変更せむとするものにして別段支障なきを以て十月十五日付監第三、六九四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市營軌道 青山變電所新設に伴ふ電氣工事方法變

更認可

東京市申請に係る該市軌道事業に於ては昭和十年を一轉機として漸次乗客の増嵩を來しつゝありたる處昭和十二年七月日支事變勃發以來業界の殷賑とガソリン規正に伴ひ激甚なる乗客増加を招來し從つて所要電力は異常なる膨脹を示し既設變電設備並電線路設備の全能力を擧げて運轉をなすも尚不足を來す懼れある實情にして現在の状態に於ては重大なる故障發生の際には忽ち減車の止むなきに立到るべく加ふるに乗客は今後益々増加の一途を辿る情勢なるに付き青山南町一丁目三九番地に變電所新設（工事費一三

八、四五三圓）せむとするものにして適宜の措置と認むるを以て十月十五日附監第三、七一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

湘南電氣鐵道、湘南半島自動車、京濱電氣鐵道會社合併認可

湘南半島自動車株式會社、湘南電氣鐵道株式會社、京濱電氣鐵道株式會社申請に係る三社合併の件に就ては今次事變勃發以來其の交通量は急激なる増加を來し之が對策は一に輸送能力の充實に

あるを以て京濱及湘南兩電鐵は去る三月一日倍額增资を爲し以て輸送力の擴充及久里濱線延長工事を實行しつゝあるも各社別に事業の運営を爲すに於ては必然事務の繁雜、遲延を來し且つ元費を免かれざる状態に在るのみならず殊に運輸事務に於ては能率の低下を招來し延て輸送の統制能力の充實を妨ぐること夥し、仍て三社一體となりて産業文化の發展に貢献せむとす。

次に三社の乗合自動車事業に付て觀るも其の營業路線は品川より横濱を経て横須賀に至り三崎、葉山、逗子、鎌倉を經て大船に至る區間にして即ち京濱間より三浦半島一圓に涉る一大路線を有し以て電車事業と相俟つて激増せる旅客の輸送に萬全を期しつゝあるも燃料費の増大其他諸経費の膨脹著しく三社各獨力に依る經營は困難にして合併により事業を統制強化し以て之が打開を計る

の外なきなり。

又京濱湘南兩社の株主分野を検討するに京濱、湘南兩社の共通株主の所有に係る株式數及關係會社所有株式數は京濱に於ては總株式數の五十一%、湘南電鐵に於ては四十六%にして夫々約半數に及びり。

以上述ぶるが如く三社は其の合併に依り初めて事業運営の單一化を實現し得て事務の簡捷、経費の節減、輸送の合理化を期待し得べし。

而して合併の方法としては京濱電氣鐵道株式會社を存續し湘南電氣鐵道株式會社及湘南半島自動車株式會社は解散するものとす。合併比率は一對一とし京濱電氣鐵道株式會社株式を普通株とし配當率を年九分四厘、湘南電氣鐵道株式會社及湘南半島自動車株式會社株式を後配株とし配當率を年八分とし尚利益金に殘餘あるときは普通株の配當率が年九分五厘に達する迄普通株に對してのみ配當するものとし、普通株の配當率年九分五厘を以て配當を爲したるときは其の翌期より普通株の配當率を年九分五厘に止め、後配株に對してのみ年九分五厘に達する迄配當するものとし後配株の配當率年九分五厘を以て配當を爲したるときは其の翌期より後配株を普通株に引直すものとす、但し普通株に對し年九分四厘後配株に對し年八分とする配當を爲し得ざるときは普通株の年九分四厘に對し後配株の年八分とする比率による配當率を以て普通株

及後配株の配當を爲すものとす、合併後の資本金五千萬圓（拂込資本金三一、三四四、七二五圓）とす。

以上の如くにして交通事業の統制上適當なる企劃と認めらるゝを以て臨時資金調整法施行令第五條第二項に依り大藏、商工兩省に協議せし處別段異存なき旨夫々回答ありたるを以て十月三十日は監第三、九三〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

江ノ島電氣鐵道 車輛設計認可及手用制動機省略

江ノ島電氣鐵道株式會社申請に係る京濱電氣鐵道株式會社並に東京横濱電鐵株式會社に於て廢車せる電車を購入改造し、四輪ボギー電動客車二輛を建造せむとするものなり、尙右車輛は手用制動機の設備を省略せむとするものにして工費概算五〇、〇〇〇圓（借入金）を要するも別段支障なきを以て竣工後に於て手用制動機の成績書を提出せしむる様通牒して十月二十五日付監第三、七一五號を以て内務、鐵道兩大臣より車輛設計の件認可し、手用制動機省略の件許可せられたり。

江ノ島電氣鐵道 電動客車設計變更認可

江ノ島電氣鐵道株式會社申請に係る昭和六年九月十六日監第二四三八號を以て認可済の四輪ボギー電動客車に使用の外輪更換の爲製作註文中の處納期遲延の實狀に付「チルド」車輪を各從軸側（一輪に付四箇）に使用し現在のものを取除し豫備となし置き古軸側の更換品に充當せむとするものにして支障なきを以て十一月十

日監第三、七一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

法變更認可

京都市營軌道 伏見線假設物使用期限延期認可

京都市申請に係る昭和十一年一月六日監第四、一五〇號を以て認可に係る伏見線の假設物使用期限は三回延期して本年六月三十日迄の處京都府施行勅進橋復舊工事が資材其他の關係にて着工し難き爲之と並行施行の必要の爲右假設物使用期限を更に昭和十七年六月三十日迄延期せむとするものなるが、右延期理由として鋼材の割當配給なき爲と記載しあるは未だ勅進橋々梁復舊に關する手續未了にして所要鐵鋼の割當配給も亦爲し得ざるものに付妥當ならざるも實情已むを得ざるを以て十月十五日監第三、六二三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都市營軌道 伏見線假設工事認可

京都市申請に係る昭和十六年六月五日監第二、二九三號認可に係る伏見線軌道擴張工事施行の爲一部單線運轉を爲さんとす、尙單線運轉中既設京橋停留場を一時撤去し、假高橋停留場を設置せむとす尙工事竣工後は既認可通り復せしむるものなり、假線使用期限は昭和十六年十月十六日より同十七年六月三十日迄とし十月三十日監第三、九三四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都市申請に係る昭和十三年十月二十七日附監第七、七五四號を以て認可の軌道第五號線及河原町今出川線中自起點（河原町七條）距三、六四七米三〇（荒神口停留場南）至同上四、一二一米七六

（白梅園停留場南）間に於ける軌道構造中鐵鋼資材節約の趣旨に添ふべし護輪資材（曲線箇所一部分に施設す）を撤去し尙軌條床版の設計を變更（工費七二、〇〇〇圓自己資金）せむとするものにして適宜の措置と認めらるゝを以て十月三十日監第三、九三三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

南海鐵道 軌道工事方法變更認可

南海鐵道株式會社申請に依る現在敷設の三十五延高丁型軌條は經年の爲磨耗及腐蝕甚く軌條斷面積の著き減少を來し居るを以て電車運轉に因り屢々折損し不安を感じ居る状態なるのみならず尙ざる状態なるを以て此際五十延軌條に更換し併而鋪裝板石の補修を爲さんとするものにして、變更區間延長二、五八〇米、工事費二七〇、〇〇〇圓（内八〇、〇〇〇圓は手持資金、殘餘一九〇、〇〇圓は借入金）なり因つて致時資金調整法第六條ノ三に依り大藏、商工兩省に協議せし處別段異存なき旨回答ありたるを以て九月三日監第二、九四六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

關西急行鐵道 電氣工事方法變更認可

關西急行鐵道株式會社申請に係る現在大阪府下電鐵用附帶電源は布施變電所の供給用變壓器により供給せるも今回彌刀變電所に一〇〇「キロボルトアンペア」三臺の増設を行ひ附帶用電源とし信號保安度の向上を計り運轉の萬全を期せむとするものにして別段支障なきを以て十月二十二日監第三、七五五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神急行電鐵 電動客車設計變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る大正十五年五月十九日付監第一、〇七二號認可になると電動客車十輛（六〇〇—六〇九）の出入口取手を出入口の客室側に變更するものにして支障なきものと認めらるゝを以て十月二十五日付監第三、六四七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 軌道 電氣假設工事認可

大阪市申請に係る昭和二年六月四日付内務省十五土第一六九號を以て特許したる高速電氣軌道第三號線中住吉區松通二丁目、同區田端通二丁目間の工事を施行せむとするものにして本工法適當と認めらるゝ而して本工事は近來急激なる發展を來しつゝある市南部の交通機關整備上急施の要あるのみならず都市防衛上にも適當なる施設と認めらるゝを以て

一、皿池停留場仕上には鋼材を使用せざる設計に改め訂正せる鋼材表を提出すること

二、本工事中鋼材を必要とする工事に關しては將來適當の時期に施行すること

以上の通牒を附し且つ本工事は昭和十七年五月九日迄に着手し

昭和十九年十一月九日迄に竣工すべしとし十一月十日監第三、九

園町間に對し現在通り心齋橋變電所より給電する時は電壓降下多大となる就ては之が應急對策として長居變電所に設置豫定の水銀整流器二臺並之が附屬裝置一式を一時既設路面軌道用天王寺變電所空室内に据付け之れより高速電氣軌道に給電せむとするものなり、右工事費五五八、九五〇圓は公債に依るものとす右措置は適宜なものと認むるを以て假設物の使用期限を認可後三ヶ年とし十月廿日監第三、七一三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 高速電氣軌道第三號線松通二丁目間工事

・施行認可

七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

和歌山縣

和歌山電氣軌道 線路及軌道工事方法變更認可

和歌山電氣軌道株式會社申請に係る和歌山都市計畫街路擴張に伴ひ軌道の線路（中心移動區間延長並短縮本線一五六短縮、新町其他）及工事方法一部（軌道中心間隔停留場の位置電車線路、其他）を變更せむとするものにして工費四萬圓（手持資金を充當）を要するも本件は都市計畫街路事業として和歌山市長に於て施行の十五號國道改築工事竣工の豫定に付本工事方法變更も速に施行せむとするものにして右工事適當の措置と認めらるゝを以て十月二十二日監第三、五三二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

兵庫縣
阪神急行電鐵 甲陽線軌道工事方法變更認可
阪神急行電鐵株式會社申請に係る甲陽線と久出川との交叉點北側に水害對策として排水路を新設せむとす尙本工事は西宮市の希望により施行するものにして工事費一〇、九五〇圓中西宮市七、三〇〇圓負擔するものとす。

右工事方法變更は適當と認めらるゝを以て十一月四日付監第三八六四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

九州鐵道 電氣工事方法變更認可 法 令

九州鐵道株式會社申請に係る甘木、福島間軌道の既設變電所は左表の通り

所名	變電	位 置	種類	流 機 器		數量
				容	力	
國分變電所	久留米市國	誘導電動機	電動機八〇馬	電動機二〇キロ	カツト二組	
北野變電所	福岡縣三井	發動機	發電機二二五馬	電動機二二五馬	力	
北野町	"	"	發電機一五〇キロワット	電動機一五〇キロワット	二組	

此の内國分變電所は大正二年七月の建設に係り其の機器は既に相當老朽し過負荷耐量少なく且今後長期の使用に堪へ難く能率も亦極めて低下し全日能率六五%内外なり。

更に又甘木、福島間軌道の乗客は先般福岡、大牟田間鐵道全通に伴ひ激增し引續き著増の傾向にあり運轉增加に伴ひ車輛の不足を告げる折柄此の對策として二日市太宰府間鐵道に専用中の四輪電動客車二輛を改造の上使用せんとし居るものなり、從つて現在平日に於ても北野變電所電動發電機は一臺常用國分變電所電動發電機は連日相當時間全機を常用し居る實狀にして今後益々困難となる狀態なり。

就て、之等に對處する爲久留米市西町地間に三〇〇「キロワット」硝子槽水銀整流器變電所を新設して之を常用し既設國分變電所を豫備として送電の安定輸送の圓滑及能率向上による電力節約を計らむとするものにして適宜の施設と認めらるゝを以て六月六日監第二、一二九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。